

---

# 低濃度PCB廃棄物等の処理等に関する 自治体へのアンケート調査の結果

---

令和8年3月26日



廃棄物規制担当参事官室/PCB廃棄物処理推進室

# 令和7年度 自治体アンケート調査の概要



調査対象自治体 都道府県

- PCB特措法第19条第1項に規定する政令市（全129自治体）

調査期間

- 令和7年11月7日～令和7年12月8日

調査事項

Q1.低濃度PCB廃棄物等について

Q2.貴自治体におけるPCB廃棄物等に係る体制について

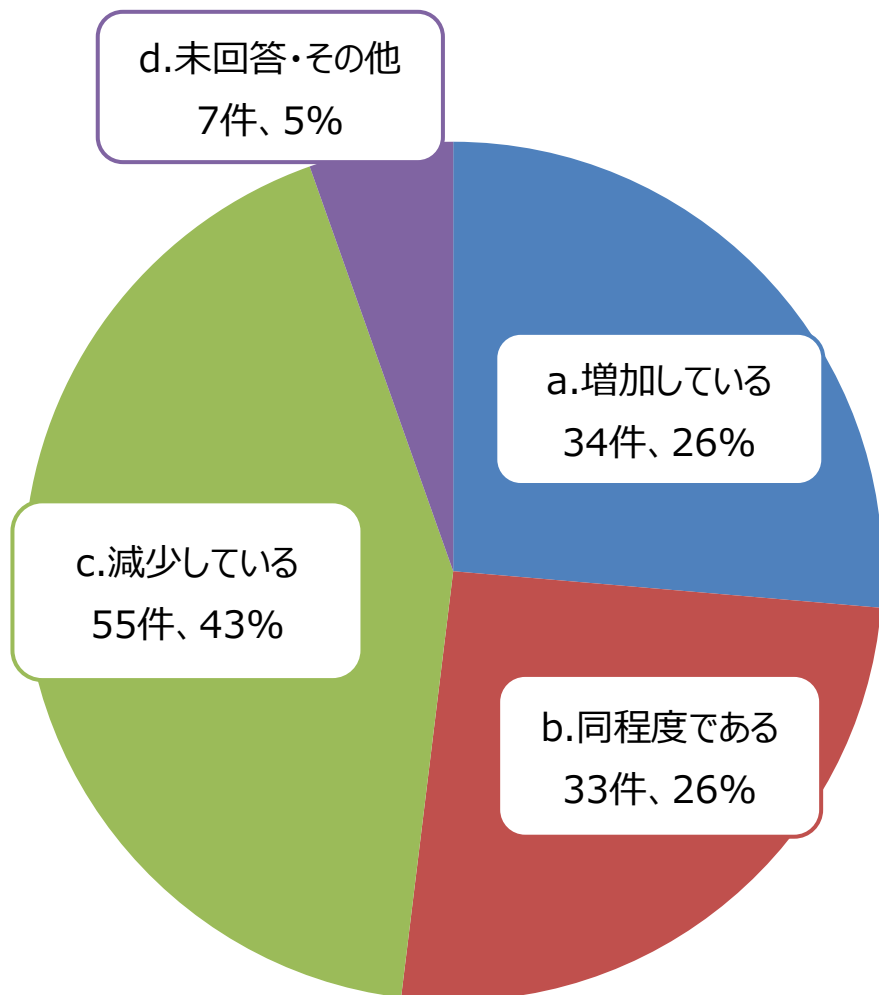
Q3.中小企業に対する助成制度について

回答自治体数

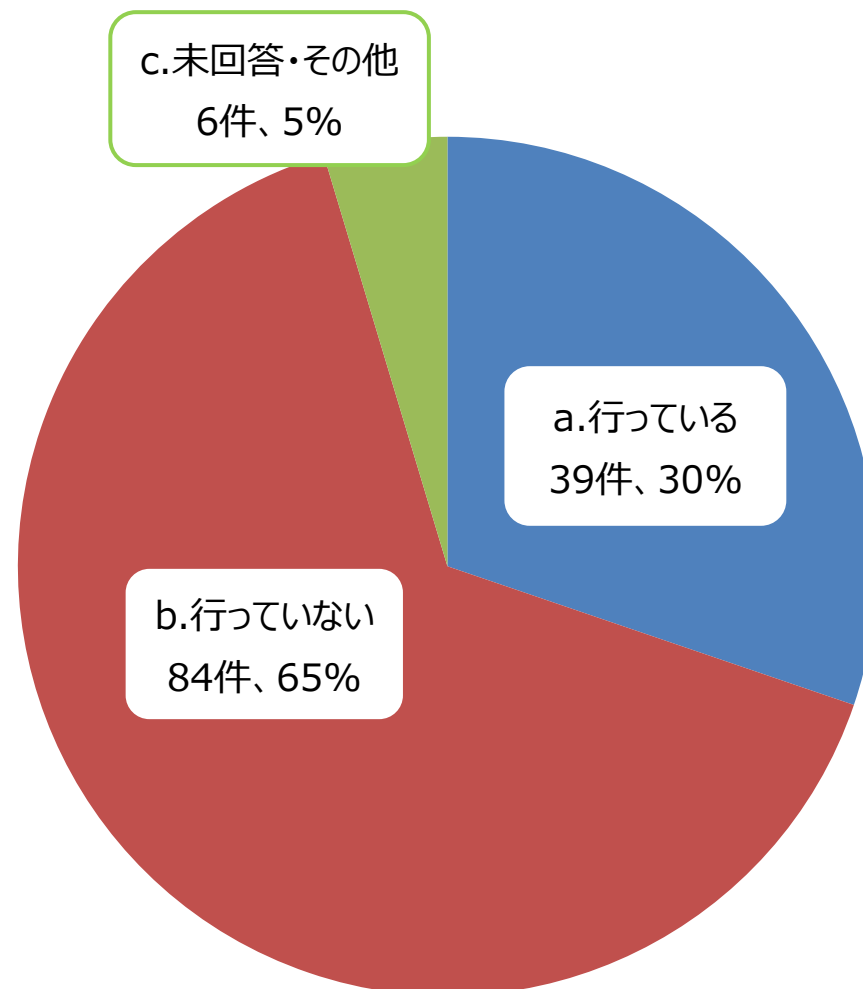
- 129自治体（回答率100%）

# Q1. 低濃度PCB廃棄物等について ①

Q1-1  
PCB特措法に基づき届け出られている低濃度PCB  
廃棄物の数量は昨年度に比べて増えていますか？



Q1-2  
低濃度PCB廃棄物の発見に向けて支援をされていますか？



# Q1. 低濃度PCB廃棄物等について ②



## 低濃度PCB廃棄物等について 各自治体の自由意見（抜粋）

### ■ Q1-2で「支援を行っている」と回答した自治体の主な支援内容

- 低濃度PCB含有疑い機器を所有する可能性のある事業者に対し、掘り起こし調査を実施している。
- 相談があった事業者に対して現地で対象機器の有無を調査している。また、PCB含有疑い機器が発見された場合は必要に応じて直接メーカーに確認している。
- 新聞広告や県広報紙への掲載を行い、県民へ周知を行った。
- 使用済電気機器を取り扱う可能性のある事業者に対し、関係団体を通じてPCB含有調査手順を周知した。
- 国から情報提供のある新規発見事例を事業者や関係団体へ情報提供するなどしている。

\*「支援を行っていない」と回答した自治体からの自由意見はなかった。

## Q2.貴自治体におけるPCB廃棄物等に係る体制について

Q2-1

令和9年4月以降、貴自治体のPCB廃棄物等に係る体制は？

a.なくなる予定  
5件、4%

b.変化なし/既に体制なし  
53件、41%

c.わからない・未回答  
71件、55%

Q2-2

令和9年4月以降、貴自治体のPCB廃棄物等に係る人員は？

a.減少する予定  
6件、5%

b.変化なし  
41件、32%

c.わからない・未回答  
82件、63%

## Q3. 中小企業に対する助成制度について



### 【継続希望】

- 高濃度PCB同様、処理期限後にも低濃度PCB廃棄物が発見される可能性が高く、特に資金面で課題を抱える中小企業での発見に備え、助成金制度はできる限り継続してほしい。
- 中小企業からの相談件数からも処理促進に役立っていると考えられるため助成金制度は継続してほしい。
- 助成金制度があれば早期処理の行政指導にも役立つものと考え（処理の動機付けとなる）。
- 処理期限後の助成金制度は公平性の観点から慎重になるべきだが、助成金が無ければ不適正処理や不法投棄のリスクが増加するため、助成金制度は継続すべきである。

### 【その他】

- 処理期限後も助成金制度がある事は、期限内処理の促進という本来の目的に反するため、処理期限後の助成金制度については公表せず、必要に応じて再度検討すべきと考える。

継続を希望する声が多かったが、その中でも「**処理期限後の助成金制度の公平性**」に関するコメントが見られた。